

会員の皆様へ

乳腺外科医師に対する準強制わいせつ事件の刑事裁判において、東京高等裁判所は令和2年7月13日に一審の無罪判決を破棄して懲役2年の実刑判決を下しました。

一審の東京地方裁判所では、検察側が示した物的証拠の科学的妥当性が不十分であると判断されて無罪判決となりました。一方、東京高等裁判所では医学的および物的証拠の科学的妥当性は精査されず、検察側が示した証言と状況証拠が重視されて有罪判決となりました。

学会としては、この判決が乳腺診療に携わる会員の皆様と患者・社会との信頼関係を損なう可能性があることを深く危惧しております。今後の裁判を注視するとともに、客観性が高い科学的根拠に基づいた判断が下されることを強く望みます。

2020年10月21日

一般社団法人 日本乳癌学会

理事長 井本滋